

65歳以上の方へ

特殊詐欺電話防止装置

無料で 貸し出します

前橋市消費生活センター
(前橋市 市民部 生活課)

電話: 027 (212) 3260

裏面をご覧ください ▶

○ 前橋市
MAEBASHI CITY

この電話は
振り込め詐欺などの被害防止のため
会話内容が自動録音されます

特殊詐欺は 許しません!

この装置を
貸し出します



田村前橋警察署長

山本前橋市長

高橋前橋東警察署長

令和4年11月7日(月)
電話予約スタート

～申請の概要及び方法～

申請対象者

前橋市に住民登録し、住んでいる人で65歳以上の人
(申請は1世帯1台まで)

貸出する装置の機能

- ①電話の着信時に、自動的に電話の相手方に通話が録音される旨の警告メッセージが流れる機能
- ②通話内容を自動録音する機能



装置の設置のイメージ

※～装置の取付方～ 電話機との接続はご自分で簡単に取付ができます。

電話機についているモジュラーケーブルを外し装置に接続し、装置付属のケーブルを電話機に接続します。最後に装置の電源コードをコンセントに差し込みます。

貸出期間

貸与期間は設置日から1年間とし、返却の申し出がない限り1年間延長します。

貸出費用・台数

無料・600台(先着順)



申請からお渡しまでの流れ

- ①消費生活センターへ電話し、お名前、住所、生年月日等を伝えます。
- ②申請方法や取付については、申請時にご説明します。

注意事項

お使いの電話機によっては、装置の取付に特殊な工事が必要となる場合があります。
また、機種によってはお取り付けできないものもあります。

【装置貸出に関する問合せ・申請先】

前橋市消費生活センター ☎027-212-3260
〒371-0022 前橋市千代田町二丁目5-5
シーズ・ポート内

【特殊詐欺被害に関する問合せ先】

前橋警察署 ☎027-252-0110
前橋東警察署 ☎027-225-0110